

発行所 (郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集 堀内六郎
 責任者
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円 (年間購読料参千円)
 1980年5月25日発行
 第12巻 第5号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.12 No. 5

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

さすが開かれた王室

—スウェーデン国王・王妃両陛下ご滞日に思う—

Swedish Royal Family : Open to the Public

理事 小野寺百合子

Director, Mrs. Yuriko Onodera

スウェーデン国王カール十六世グスタフ陛下と王妃シルビア陛下は、4月13日から19日まで、国賓として来日された。お若い両陛下は、この短い滞り期間中、意欲的に、つまったスケジュールをよくこなされた。国賓としての公式行事のほかは、日本の日本らしいところを見たいとのご希望に沿って、日本政府と駐日スウェーデン大使がつくり上げたご日程を見ると、思いがけないところにもお立寄りになっておられる。ご日程の中から、主な行事やご視察先を拾って見ることにする。

13日 SASのSK 981便で成田到着、川奈へ直行、定置網漁と乾物工場視察、餅つきや祭太鼓観賞。

14日 迎賓館の歓迎行事、皇居公式訪問、宮中晩餐会(これには平田所長夫妻出席)。

15日 日本・スウェーデン海洋生物シンポジウム開会式臨席(日本学士院)、武道観覧(中野警察学校)、能・狂言観賞(宝生能楽堂)、スウェーデン大使主催レセプション(大使公邸)には在日スウェーデン人数百人が子供連れで参集、本研究所から平田所長と西村名誉所長と小野寺夫妻が出席。歌舞伎観劇(国立小劇場)。

16日 ボーイスカウト日本連盟代表による表敬訪問。財界人との懇談(迎賓館)。王妃は生花レッスンご覧。東京湾視察(迎賓艇はやぶさ)。日本鋼管扇島工場視察。日航H S S T扇島実験場視

察。TVインタビュー(迎賓館)。新聞各紙代表との茶会(迎賓館)。答礼晩餐会(迎賓館)。

17日 新幹線総合指令所視察の後、「ひかり」で京都へ。桂離宮と清水寺訪問。日本旅館宿泊。

18日 京都御所と大宮御所訪問。大阪市身体障害者スポーツセンター視察。国際見本市見学。大阪府知事と大阪市長と大阪商工会議所共催の夕宴会(ロイヤルホテル)、ロイヤルホテル宿泊。

19日 日本航空JL 701便で大阪国際空港より離日。

日本の新聞にも「さすが開かれた王室、民間人と相乗りで来日」と、書いてあったが、日本人が持つ王室のイメージとは異なるものを持って来られた、この度のスウェーデン国王・王妃両陛下のご来日は、日本国民の心にも新鮮な風を吹きこんだにちがいない。

目次

さすが開かれた王室……………	小野寺百合子… 1
スウェーデンの新しい社会サービス法案(上) ……………	坂田 仁… 2
S I Pニュース……………	3
(書評)内藤英憲・福田雅一両氏共著「北欧 の消費者王国」……………	4
Newly-arrived Materials on Sweden ……	5

スウェーデンの新しい社会サービス法案(上)

Förslag till Socialtjänstslag (1)

横浜家庭裁判所調査官 坂 田 仁

Mr. Jin Sakata

さきに月報の10巻7号で小野寺百合子先生が社会福祉審議会の最終答申について解説をしており、その要約の翻訳も同氏の手でなされ、資料第20号として、研究所から発刊されているが、たまたま昨年の暮に、その法律案を入手したので、その翻訳を試みた。

法律案は、全部で4箇あり、(1) Socialtjänstslag (2) Socialnämndslag (3) Lag med bestämmelser om vård av underårig (4) Lag om socialförsäkringstillägg からなっている。これらの法律案は、その後社会省内で整理されて、昨年議会に提出され、今年中に法律になるはずである。それを、本号より、毎号ひとつずつ翻訳して、紹介していきたいと思う。これは、法律案の翻訳なので、実際の法律は、これとは違った形・内容をとることになると思うので、予めお断りしておきたい。

× × ×

社会サービス法案 (Förslag till socialtjänstslag)

(社会サービスの目的)

第1条 社会サービスは、民主主義及び連帯の精神に基き、人間の、

経済的及び社会的平穩、

生活条件の平等、及び

社会生活への積極的参加

を促進するものでなければならない。

サービス活動は、人間の自己決定権及び人格の統合性に対する尊敬の上に構成され、かつ、各個人及び集団の固有の資源の開発と発展とをめぐすものでなければならない。

(コミュニティの責任)

第2条 各コミュニティは、その地域内の社会サービスに責任を負う。

第3条 社会サービスにおけるコミュニティの責務を遂行するために、各コミュニティに社会福祉委員会 (Socialnämnd) を設置する。

社会福祉委員会に関するその他の規定は、社会福祉委員会法 (Socialnämndslag) に定める。

(社会福祉委員会の職務)

第4条 次の事項は社会福祉委員会の職務とする。

- (1) コミュニティ内の各個人の生活状況を十分に知ること。
- (2) コミュニティ内の良い環境づくりの為に公共計画並びにその他の公共団体、機関、組織及び個人の活動に協力すること。
- (3) コミュニティ内の社会サービスについて情報を提供すること。
- (4) 調査活動及びその他の方法でよい生活環境への前提条件を作り出すこと。
- (5) 情報、勧告、扶助、保護、経済的援助及びその他の援助を、それを必要とする家族及び個人に提供すること。

(援助措置への権利)

第5条 個人は、その必要が他の方法では充足されない場合、その生計及びその他の生活の仕方について、社会福祉委員会の援助措置を受ける権利を有する。

個人は、援助措置によって、通常的生活水準を確保される。援助措置は、個人の独立した生活のための資源を強化するように構成されなければならない。

第6条 第5条に定める場合以外の場合であっても、個人は、社会サービスの目的の範囲内において、経済的援助又はその他の援助を社会福祉委員会から受けることができる。

(社会福祉委員会の活動の一般的な基準)

第7条 地域計画における社会福祉委員会の協力活動は、委員会の社会的な経験を出発点として実行され、かつ、とくにコミュニティ内の新しい居住地域及び古い居住地域の双方の構成に影響を与えることを目的としなければならない。委員会は、また公共団体及び公共交通・通信手段がすべての者に利用できるように活動しなくてはならない。

社会福祉委員会は、その他、児童及び少年、老人、並びに社会的援助をとくに必要としているその他の者のために、よい社会環境と条件とを

作り出すための措置を率先実施しなければならない。

第8条 社会福祉委員会は、調査活動を通して、社会サービスについて情報を示し、集団及び個人に対し、援助を提供しなければならない。相当な場合には、委員会は、社会サービスに関係のある他の公共団体、組織、民間団体と協力しなければならない。

第9条 個人に対する、社会福祉委員会の援助供与は、その個人と協力して、また、必要に応じて、他の公共団体、組織、民間団体と協力して、構成され、実施されなければならない。

未成年の保護に関しては、未成年者の保護に関する法律に別に定めるところによる。

第10条 社会福祉委員会の業務は、個人がその家庭に住み、他の者と接触することを容易にすることを目標としなくてはならない。右の目標は、在宅援助、出張サービスその他のサービス活動によって、これを達成することができる。

以上の他、委員会は、相談機関、社会サービスセンター、社会福祉当直制、又はこれに類する活動によって、社会サービスを提供するものとする。

個人の同意にもとづき、個人的な問題について右の個人及びその家族を援助する職務をもつ特別な個人（訪問員：Kontaktman）を選任することができる。

第11条 自分の家庭ではなく、他人の家庭にいる個人に対して用意される保護は、その家族との結合感及び家庭的雰囲気とのふれ合いが促進されるように構成されなければならない。

社会福祉委員会は、委員会の仲介によって、右の家庭に受け入れられた者がよい保護を受けることができるように責任を負う。

（児童ケア）

第12条 コミュニンは、児童ケアによって、

(1) 児童及び少年が平穏なよい環境の下に成長するように、活動し、

(2) 家庭と密接に協力して、児童及び少年の人格の全面的な発達並びに健全な肉体的及び社会的発達を促進しなければならない。

第13条 コミュニンに継続的に居住する児童のために、予備小学校及び幼稚園を運営しなければならない。

第14条 6歳に達した年の秋学期に、児童は予備小学校に就学しなくてはならない。

学校教育法（1962年法律第319号）第32条2項により就学が延期されている児童には、1年余分に予備小学校に継続して在学する可能性を与えなければならない。

第15条 肉体的、心理的、社会的、言語的又はその他の事由により、その成長のために特別な援助を必要とする児童は、第14条に定める時期よりも早く、予備小学校に就学せしめるか、又は、他の方法によっては右の援助が得られない場合には、優先的に幼稚園に就園させなければならない。

社会福祉委員会は、調査活動を通じて、第1項による予備小学校又は幼稚園に就学又は就園させる必要のある児童について知識を得ておかなければならない。

第16条 コミュニンは、予備小学校又は幼稚園の建物を計画的に建設することによって、両親の就業もしくは就学又はその他の理由によって、第14条及び第15条に定めるもの以上の保護を必要とする児童が、その必要性を他の方法で充足することができない場合に、かかる保護を受けることができるように注意しなければならない。

第17条 政府は、予備小学校及び幼稚園の業務組織及び業務内容について、その他の規定を定める。（つづく）

<SIPニュース>

スウェーデン外相、ジュネーヴの軍縮交渉で演説
ヨーロッパにおける核兵器の縮小問題は戦争か平和かの問題

スウェーデンのオーラ・ウルステン外相（Ola Ullsten）は2月5日ジュネーブで開かれた国連軍縮委員会（UN Committee on Disarmament）で演説し、ヨーロッパで核兵器の縮少を討議する

ことは即ち戦争か平和かの問題である。又ヨーロッパで核兵器の強化がこれ以上続けば、我々は何時か、この地域で起り得る核戦争について討議しなければならないと云うのだらうとのべた。

又同外相は、1979年は軍備の年であり、軍縮の年ではなかったと言及し、現在行われている軍縮交渉が本質的に進展することが緊急課題であると

述べた。各国間又は各国内では軍事的侵略が現に行われているだけでなく、世界各地域で軍事予算は増え、新しい核兵器に関する決定が行われ、社会的、政治的、宗教的不安が増大していると述べた。

我々は此の重大な状況を隠蔽する理由は何もない。しかし過大視することは避けなければならない。最後の審判の日の到来の予言が実現するかもしれない時に、“冷たい戦争”という言葉にはも早本質的な説得力はないだろう。そして又、東と西との間の対話の道を開き続けねばならないと同氏は述べている。

又同外相は更に加えて、我々が各国間の対話を保つための強い力を必要としているこの重大な時に、ソ連が弱小国を自国の支配下に置こうとしている事実を忘れて許しているわけではない。対話が必要であるということは、我々はこの核の時代においては、唯単に実現可能な現実的なことを提案しているということなのであると述べている。

同外相は更に、スウェーデン政府は、アメリカとソ連政府に、批准が未決定のSALT II交渉を進めるように要請すると述べた。又若しSALT交渉が断念されれば他の軍縮、軍備調整のための努力は全て重大な打撃を受けることになろう。我々は又SALT IIの批准手続きを待たずにヨーロッパ地域における軍縮交渉を始めることを両国に要請すると同外相は強調した。

世界の二大軍事ブロック間の軍備競争は単に彼等のみ問題ではない。これは富む国と貧しい国との間のギャップが大きくなっている時代に恐るべき資源の浪費である。平和的協力が全ての国にとって極めて必要であると外相は述べている。

スウェーデンの保険計画に基づき病気の子供の看病をする父親が増加

スウェーデンの社会保険庁の発表によると、1978年中に総計45万の親がスウェーデンの両親保険システムを利用したという。このシステムによると親のどちらかが給料のほぼ全額を補償されながら家庭で病気の子供の世話をすることが可能である。このシステムが導入された1974年はこれに比べて唯の17万7,000の親が利用したのみであった。

支払われた保険は疾病給付に相当し、受給者の日当の90%に相当する。

父親と母親は子供を世話する責任を公平にわかち合う人々が増えて来た。これに比べ始めは父親の2倍の数の働く母親が子供の世話をする保険金を受け取り、その後男女が同数になり、1978年には父親が母親より157,000日も多い認定休日を取り総計1,286,000日の休みを取ったと記録された。

この保険は出産後の期間にも適用され、母親又は父親は子供の出生後、仕事を9ヶ月までは休んでそのための補償を受けることになり、両親のうちどちらが受けるかの選択が許されている。1978年10月から12月までこの規定を利用した300,000人の親のうち約4分の1以上は男であった。

本年始め、この計画には多くの改革がなされた。現在この計画によると働く親は60日まで有利に病気の子供の世話をすることが許され、世話を受ける子供の年令は最高10歳から12歳に引き上げられる。父親は子供の出生から10日間は自動的に家に居る権利を持ち、又子供と両親は、彼等が“両親教育”のコースに参加する時は両親保険の支払を受ける資格を得るという。

書評

内藤英憲 共著 『北欧の消費者王国』 福田雅一

スウェーデン、デンマーク、ノルウェーの北欧三国は、消費者協同組合活動が、目覚ましい成果を挙げた国として知られている。中でもスウェーデンでは、協同組合は小売業で売上の18%のシェアを持つほか、住宅建築、保険、食料品、若干の製造業など広汎な分野で、経済的にも大きな比重を占めている。北欧といえば、社会保障と雇用政策の発達した福祉国家として知られているが、消費者協同組合も、北欧福祉国家の支柱の一つというべきだろう。アメリカのジャーナリストのマーキス・チャイルドは世界的大不況後の混迷する1936年に、『スウェーデン—中間の道—』という著を書いて、スウェーデン型混合経済の存在を世界に知らしめたが、彼がとくに重視したのは、消費者協同組合の活動であった。筆者も1963年に最初に北欧三国を訪問したとき、最も印象を受けたのは、社会保障よりも、むしろ消費者協同組合の予想以上の活動と労働市場政策と呼ばれる積極的雇用政策であっ

た。

当研究所の理事と評議員でもある内藤・福田両氏が書かれた『北欧の消費者王国』はこの北欧福祉国家を支える消費者協同組合の活動を中心とする北欧の消費者運動の現状、歴史、理念を紹介し、その成果を評価した待望の書である。しかも両氏とも北欧三国を何回か訪問され、消費者協同組合の本部、店舗、工場、などを現地で詳細に調査した上での著作であるだけに、本書は体系的である上に実状の紹介が生きており、興味深い。また、両氏とも日本の生協活動と流通機構の実状にも詳しいので、協同組合活動をはじめとする消費者活動の日瑞の相違点が指摘されており、その点が本書を紹介書を超える価値あるものとしている。スウェーデンをはじめとする北欧の消費者協同組合は、その規模が大きいだけでなく、活動の地域、組合員外の利用、金融面の制約などの点でわが国よりも自由であること、合理主義的であり、自助と連帯の精神に基づき、地域コミュニティを基盤として活躍していること。合理化と統合による効率化を進めてきたが、近年では消費者に便利な身近な店をも重視するようになっていること、など興味ある指摘が随所にみられる。

北欧福祉国家を知るためにも、消費者運動の在り方を考えるためにも大いに参考となる価値ある労作である。

(朝日新聞社刊 266頁、1,600円)

丸尾直美

Newly-arrived Materials on Sweden

Booklets

- 1) 'Labor Market Reforms in Sweden : Facts and Employee Views' pp. 96, The Swedish Institute, 1979.
- 2) 'Technical Capability and Industrial Competence. A Comparative Study on Sweden, s Future Competitiveness', pp. 30, IVA, 1979.
- 3) 'Sweden, s Security Policy and Total Defence. A Summary of the First Report by the 1978 Parliamentary Committee on Defence, June 1979' pp. 19, Ministry of Defence, 1979.
- 4) 'Effects of Heavy Metal Pollution on Decomposition in Forest Soils' by Germund Tyler, pp. 47, National Swedish Environment Protection Board 1975.
- 5) 'Increasing Interdependence between States but Failure of International Cooperation,' by Gunnar Myrdal. pp. 54, Gothenburg University, 1977.
- 6) 'Children, s Theater in Sweden' edited by Lena Fridell. pp. 96, SI, 1979.
- 7) 'Local Government in Sweden', pp. 64, Ministry of Local Government, 1978.
- 8) 'IFHP News Sheet, Special Issue - Sweden' pp. 39, International Federation for Housing and Planning, 1979.
- 9) 'Primary Care and Care for the Elderly. Highlights from Reports published in Swedish' pp. 12, A SPRI Reprint for Current Sweden.
- 10) 'Prohibition of Investments in South Africa. A summary of the report by the Commission on South Africa' pp. 61, Handelsdepartementet, 1978
- 11) 'Progress in Swedish Research and Technology 1978' pp. 20, IVA, 1979.
- 12) 'Sverige och Japan, Till åminnelse av Kung Carl Gustafs och Drottning Silvias besök i Japan' pp. 32, Japanska Ambassaden, Stockholm, 1980.
- 13) 'Sweden Now' 1~6. 1979, 1~2 1980,

ご参加のお誘い

福祉社会の流通・生協視察調査団

昭和55年8月12日～9月7日（18日間）

視察・調査の目的

1980年代がわが国にとって厳しい10年になることは、間違いなさそうです。ニクソン・ショック、オイル・ショック、狂乱物価、長期不況、円高と続いた激動の70年代を何とか乗り越えてきましたが、内外の情勢からみてこれからはさらに大きな変動が予想されます。われわれとしては、そうした変動に柔軟に対応し、新しい進路を切り開いていかなければなりません。

その点、すでに完全な成熟段階に達し、高度の福祉社会とともに消費者本位の社会を実現しているヨーロッパ諸国の実情は、われわれにとって参考になるところが多いと思われます。特に、北欧を中心とする自由な経済社会において、生活協同組合（消費協同組合）と民間企業との流通分野での公正な競争と共存の関係をつぶさに調査研究することは、わが国の流通部門が今後の発展を目指すに当って、多くの示唆を与えてくれるものと確信いたします。

当研究所が主催する視察団は、今回で5回目になります。在日スウェーデン大使館をはじめ、関係先のご支援、ご協力によりまして、毎回大きな成果を挙げております。今回は調査内容の焦点を流通関係にしぼっていますが、経済政策、福祉政策などに興味をおもちの方々につきましても、ご便宜をお計りいたしますので、そういう方々のご参加も歓迎いたします。

スウェーデン社会研究所所長

平田 富太郎

コーディネーター

内藤 英憲（スウェーデン社
会研究所理事）

日本大学経済学部教授、経済学博士。
専攻は理論経済学、中小企業論。

福田 雅一（スウェーデン社
会研究所評議員）

日本大学商学部助教授。専攻は国際金融論。

視察先一覧（予定）

国 都 市 名	視 察 先	備 考
デンマーク (コペンハーゲン)	1. F. D. B 2. OBS! 3. QUVICKLY 4. BRUGSEN 5. インター・コープ 6. 農業協同組合連合会	消費協同組合連合会 ハイパーマーケット デパートメント・ストア スーパーマーケット
スウェーデン (ストックホルム)	1. KF 2. テストキッチン 3. 図書館 4. ボール・ゴールド Vår Gärd 5. 配送センター 6. OBS! DOMUS, KONSUM 7. 農業協同組合連合会 8. HSB 9. ニュータウン 10. ICA 11. NK, ÅHLENS 12. 消費者庁	消費協同組合連合会 協同組合大学 全国配送センター（非食品） 地方配送センター（食品） 各種協同組合店舗 住宅協同組合 ストックホルム郊外のショッ ピングセンターをもつニュー タウン バイインググループ 民間デパート
西ドイツ (ハンブルグ)	1. GEG 2. EDEKA	消費協同組合卸売連合会 バイインググループ
スイス (チューリッヒ) (バーゼル)	1. MIGROS 2. スイス・コープ	消費協同組合 消費協同組合
フランス (パリ)	1. FNCC	消費協同組合連合会
イギリス (マンチェスター) (ロンドン)	1. 消費協同組合本部 2. CWS 3. ロッジデール消費協 同組合 1. 国際協同組合連盟 2. ロンドン消費協同組 合	卸売協同組合 消費協同組合運動の発祥地

参加ご希望の方には、詳しいパンフレット（募集案内）をお送り
致しますので、当研究所へお問い合わせ下さい。